

「大学連携研究設備ネットワーク」に関する Q & A

【協議会メンバー用】

1. 【利用申請・利用料金関係】	1
2. 【相殺処理関係】	3
3. 【利用料金相殺結果通知書関係】	6
4. 【課金システム】	6
5. 【その他】	7

1. 【利用申請・利用料金関係】

Q 1- 1: 組織単位（部局・研究室単位）での利用申請は可能ですか。

A 1- 1: 大学等機関全体での利用になり、当該機関の代表者から利用申請していただくこととなります。この申請については、研究室を最小単位としていますが、ネットワークシステムにより、部局、研究室、個人等の詳細が分かるデータを提供しています。

Q 1- 2: 利用料の相殺対象について、他大学の機器を利用した分（依頼）のみとし、自大学の機器を利用された分（受付）を対象外とすることは可能ですか。

A 1- 2: 片方だけを選択した相殺処理はできませんので、両業務を相殺対象とするようお願いします。なお、機器の提供を行わず、他大学の機器のみを利用することも可能ですが、利用料の請求に際しては、「相殺結果通知書」の様式を使用することとなります。

Q 1- 3: 学長から地域委員長等に提出した利用申請書の内容（機関名、会計責任者など）を変更する場合、どのようにすればよいですか。

A 1- 3: 申請した地域委員長等あてに、「大学連携研究設備ネットワーク利用申請書」の申請区分の「変更」にチェックを入れ提出してください。

Q 1- 4: 月の途中から利用できますか。

A 1- 4: 利用申請は、月の途中であっても随時受け付けますが、登録手続きに数日かかりますので、ご注意ください。

Q 1- 5: 私立大学や民間企業でも利用させることができますか。

A 1- 5: 本ネットワークに登録については、大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約第18条により、機器を所有する機関の判断により、私立大学等へ利用させることができます。ただし、利用料の相殺処理の対

象外となりますので、機器提供大学は、利用実績データに基づき請求書を発行し、利用機関へ直接請求することになります。私立大学等へ機器を開放する場合は、別途マニュアルにより手続きをお願いします。

Q 1-6：利用料の相殺にあたっては、予め学内の規程類を整備しなければ申請できませんか。

A 1-6：相殺上の制限は特にありませんが、事前に十分な学内調整をお願いします。

Q 1-7：各大学の判断で、後納又は徴収猶予を認めないということができますか。

A 1-7：本利用料の相殺は、後払い方式としています。機関毎に相殺処理に対応した運用方法（規程・システム）の整備をお願いします。

Q 1-8：ネットワークに機器を登録する予定はありませんが、利用申請書の振込先金融機関欄に記入する必要がありますか。

A 1-8：誤請求をした場合に戻入することも想定されますので、記入をお願いします。

Q 1-9：契約の締結がないままに、相互利用（予約・課金ネットワーク）の稼働が可能でしょうか。

A 1-9：利用申請－利用承認による手続きを行っていることから、契約の締結がなくても相互利用は可能と考えます。

Q 1-10：「大学連携研究設備ネットワーク設備利用料算定要領」において「時間当たり利用料単価」を求める算定方法が記述されていませんが、どうしたらよいですか。

A 1-10：利用料単価の算定にあつては、設備の減価償却費は含まず、光熱水費、設備の軽微な修理費、データの記録媒体、試料保持部品、線源、交換部品などの消耗品費、寒剤費等の運転に必要な経費（運転経費）に補填するために必要な経費を勘案して算定していただくこととなります。（参考：「大学連携研究設備ネットワーク設備利用料算定要領」第2条）これらにより年間維持費を積算し、1年間に機器を利用できる日数で割り、更に1日の利用可能時間数で割ることにより時間単価を算出していただくこととなります。

Q 1-11：「大学連携研究設備ネットワーク設備利用料算定要領」第3条の「依頼計測手数料」とは何を指しますか。（事務手続きに係る人件費、分析受託に係る技術的人件費、機器使用者への研究・講習等に係る人件費、その他費用のいずれを指すかにより、算定方法が異なるのではないのでしょうか。）

A 1-11：特に何を含めるのかは限定していませんので、各機関において、積算していただければ結構です。現状を見ますと、利用者が直接利用する場合（通常利用）と同額のケースもあるようです。

Q 1-12：自機関内の利用については、内部売上げ処理を行えばよいでしょうか。

A 1-12：自機関内の利用に対する仕訳は、貴機関の会計監査法人にご確認ください。

また、自機関内の利用に対する課金については、貴機関のルールにより、課金しなかったり、学内利用は半額としたりすることも可能です。

Q 1-13：料金設定の基準が必要ではないでしょうか。（同種類の機器を他機関で使用した場合に料金が違うなど）

A 1-13：料金については、「大学連携研究設備ネットワークシステム設備利用料算定要領」を定めており、同要領第4条により、設備を所有する機関の基準によることも可能です。

2. 【相殺処理関係】

Q 2-1：債務の支払いはいつ行われますか。

A 2-1：相殺日の属する月の翌々月10日までに、各拠点機関指定の金融機関口座に現金にてお振り込みください。なお、翌々月10日が銀行休業日の場合は前営業日までとなります。

Q 2-2：債権の支払いはいつ行われますか。

A 2-2：相殺日の属する月の翌々月の末日までに、債権機関があらかじめ指定した金融機関口座に現金にてお振込みいたします。なお、支払日が銀行休業日の場合は翌営業日となります。

Q 2-3：制度上、「債権の譲渡」ができません。他の方法（徴収事務の委託、債権履行の委託、文面の変更）はできないでしょうか。

A 2-3：地域拠点機関が利用機関間の債権債務の相殺処理を行うためには、民法上の規定により「債権の譲渡」が必須要件となります。このため、他の方法では実施することはできません。

Q 2-4：他地域の機器を利用した場合、どの拠点機関が相殺するのでしょうか。

A 2-4：地域拠点機関は、自拠点内の登録機器が利用された場合、設置機関に代わりその利用料を徴収し、各機関毎に債権債務を相殺のうえ当該機関に支払い又は請求を行うこととなります。また、他地域の機器を利用した分については、利用先地域拠点機関から別途請求し、前記金額とは相殺しないこととなります。

Q 2-5：運営費交付金と私費とでは会計処理の手順が異なるため、相殺処理を分けてほしいのですが可能ですか。

A 2-5 : 利用料の相殺は、運営費交付金・私費等を合わせて相殺します。運営費交付金・私費等毎の集計は、月毎に提供するデータの支払区分の利用により可能ですので、各機関においてお願いします。また、私費に関する処理方法の検討をお願いします。

Q 2-6 : 予算執行の関係上、3月末までに支払いを完了する必要があります。第4・四半期の請求と支払いを3月中に行うことは可能ですか。

A 2-6 : 年度末の締日を3月31日以前に設定し、締切日以降末日まで利用を停止しなければ実現できないため、原則どおり、3月31日に相殺処理を行います。

Q 2-7 : 相殺処理の結果、債権機関となったとしても、相殺金額が振込手数料以下となった場合、その差額分を振り込むことになってしまいます。このような場合の処理は、どのようになるのでしょうか。

A 2-7 : 依頼金額、受付金額の相殺の結果、債権金額が1,000円に満たない機関の請求・支払は、大学連携研究設備ネットワーク利用規約第15条第1項第1号により次期の相殺に繰り越します。前期までの繰越額を合算し1,000円を超えた期に請求・支払を行います。ただし、第4・四半期にあっては、振込手数料に満たない場合のみ翌年度へ繰越します。なお、債務は、金額の多寡に関係なく、支払っていただきます。

(債権の支払い) 拠点機関 ⇒ 債権機関

相殺の結果1,000円に満たない場合は、次期の相殺に繰り越します。前期までの繰越額を合算し1,000円を超えた期に支払います。ただし、第4・四半期にあっては、振込手数料に満たない場合のみ翌年度へ繰越します。

(債務の支払い) 債務機関 ⇒ 拠点機関

金額の多寡に関係なく、翌期への支払い延期はできません。

Q 2-8 : 相殺処理を年4回とした根拠はありますか。

A 2-8 : 一般的な商慣習に従っています。

Q 2-9 : 地域拠点機関から債権機関への振込及び債務機関の地域拠点機関への振込についてどのような割り振りで手数料を割るのでしょうか。

A 2-9 : 割振りという考えはなく、振込手数料は利用機関に負担していただきます。また、地域拠点機関が債権機関に振り込む場合は、相殺金額から振込手数料を差し引いた金額を振り込みます。

Q 2-10 : 受付大学に納付すべき利用料金を、依頼大学から地域拠点機関が徴収し、一時預かることができる根拠は何ですか。

A 2-10 : 大学連携研究設備ネットワーク利用規約に
(債権の譲渡)

第 11 条 利用機関は、前条に掲げる対象債権を拠点機関に債権譲渡し、拠点機関はこれを譲り受ける。ただし、対象債権の債務者から履行を受けられない恐れがあると拠点機関が判断した場合はこの限りでない。

2 債務を有する利用機関は、前項に掲げる債権譲渡に関し、あらかじめ異議を唱えることなく承諾する。

と規定しています。この利用規約に同意したのち申請していただきますので、一時預かることも可能となると判断されます。

Q 2-11 : 月次の電算処理が事故で遅延した場合、債権の譲渡手続きはどのように処理されるのでしょうか。

A 2-11 : 万が一事故が発生した場合でも、債権譲渡の手続きが遅れる可能性があるかもしれませんが、本質的には変わりません。

Q 2-12 : 地域拠点機関が各大学から受け入れる債権金額及び債務金額の会計処理はどのようになりますか。

A 2-12 : 「利用料の相殺例及び会計処理 (仕訳例)」を参考にしてください。
(http://chem-eqnet.ims.ac.jp/data/kaikei_shori.pdf)

Q 2-13 : 地域外の大学の機器を利用した場合は利用大学と相手方地域拠点機関間で処理を行うようになっていますが、この取扱は利用規約のどこで読むのでしょうか。

A 2-13 : 利用規約第 9 条第一号「各地域における利用機関の機器使用の依頼に伴う債務と受付に伴う債権の相殺処理」の業務を各拠点機関が行うことになっており、他地域の機関が利用した場合も含まれることとなります。

例えば、中部地域の A 大学が北海道地域の X 大学の機器を利用した場合、利用規約第 9 条第一号により北海道地域の拠点機関である北海道大学が A 大学から料金を受取り、X 大学の北海道地域の利用料と合算して相殺処理することになります。この場合、A 大学に送られる相殺結果通知書には利用依頼の欄のみ記載されることとなります。利用受付が該当しないことから本来の意味の相殺とは異なりますが、同一地域においても利用依頼のみ行う場合もあり、特に問題ないと考えます。

Q 2-14 : 他地域の機器を利用した場合の相殺については、設置機関と利用機関とで直接取引をする方が事務処理上良いのではないのでしょうか。

A 2-14 : 設置機関の相殺結果通知書は、同一地域の利用分、被利用分のほか、他地域からの被利用分を含めた結果になっています。これにより、設置機関が直接利用機関に請求する必要はなく、設置機関の業務を軽減しています。

Q 2-15 : 「利用料の精算方法」に「課金相殺額の請求を行います。・・・課金相殺額の支払を行います。」とありますが、システムで大学毎の相殺額が算出されるのでしょうか。

A 2-15 : 分子科学研究所において、システムから取り出した利用ログからエクセルにて相殺データを作成します。(システム内では相殺しません。)

当面は、分子科学研究所において「相殺結果通知書」及び「相殺結果通知書の内訳」を作成し、各拠点機関に送信します。現段階では、セキュリティ上の問題や予算的な面から、各機関から直接システムにアクセスし利用内容を確認することはできません。

3. 【利用料金相殺結果通知書関係】

Q 3-1 : 「大学連携研究設備ネットワーク利用料金相殺結果通知書」のみで、請求書は発行されないのでしょうか。

A 3-1 : 債務機関には請求書を、債権機関には「支払通知書」を送付するところですが、事務省力化のため、債務機関、債権機関のいずれにも対応できるように「相殺結果通知書」のみ送付します。

Q 3-2 : 外部資金等で請求書が必要な場合でも請求書の発行はできませんか。(相殺結果通知書で請求書として認めてもらえない可能性があります。)

A 3-2 : 本システムでは、利用分と被利用分を相殺することで事務処理の軽減を図っております。仮に請求書を発行するとなると様々な外部資金毎に請求書を発行することになり、現実的に無理が生じます。各機関において、外部資金の支払いの可否についてご検討をお願いします。

Q 3-3 : 「大学連携研究設備ネットワーク利用料金相殺結果通知書」には内訳書は付かないのでしょうか。

A 3-3 : ホームページで、データ提供を行っています。

4. 【課金システム】

Q 4-1 : 課金システムについて、支払区分は、どのような取り扱いになりますか。

A 4-1 : デフォルトで「運営費交付金」という区分が設けてあります。通常はこれを選択して下さい。他に科研費、受託研究費、委任経理金などの区分を設けたい場合には研究室責任者(会計責任者)アカウントにて区分を自由に追加できます。

また、私費での支払い（ポケットマネー）を選択する事もできますが、この分を含め、請求書を発行しますので、所属する機関の事務が私費払いに対応できるかどうか予め確認の上ご利用ください。

Q 4- 2 : 研究室費、私費とはどういうものか。

A 4- 2 : 私費とは、個人が払うポケットマネーのことで、研究室費とは、運営費交付金や外部資金により各機関が支出する私費以外の全てのものになります。

Q 4- 3 : 提供されたデータに予算科目を入力することは、可能ですか。

A 4- 3 : 提供されたデータについては、各機関で自由に使用していただいて構いません。予算科目をデータに追加してお使いいただくことも可能です。

Q 4- 4 : 提供される利用明細データはどのような形式でもらえるのでしょうか。

A 4- 4 : エクセル形式です。

5. 【その他】

Q 5-1 : 「廃棄以外の事由による登録抹消については、各大学からの委員で構成される地域委員会の了解を得て行うこととなります。」となっていますが、そのような権限が地域委員会にあるのですか。

A 5-1 : ここでの事由は、使用可能な機器を大学の都合でネットワークの登録から外し、大学独自で利用する場合の手続きを想定しています。特に、本プロジェクト予算により復活再生を行った機器や新規最先端機器を大学の都合で登録から外すことは、本プロジェクトの相互利用・共同利用の主旨に反することから、地域委員会の了承が必要と考えています。

~~Q 5-2 : 事業実施規約第9条に基づく技術支援員の派遣は、拠点機関のみが行うもののでしょうか。それとも、拠点機関の調整により各機関で相互に派遣し合うもののでしょうか。また、技術支援員が行う技術指導とは、何についての技術指導なのでしょうか。~~

~~A 5-2 : 技術支援員の配置は分子研及び地域拠点機関を予定しており、この技術支援員が各機関から要請により派遣されることとなります。また、技術指導については、機器の基本的な利用から高度な利用方法の指導を想定しています。(平成29年4月1日施行の事業実施規約改正により削除)~~

Q 5-3 : 科学技術振興調整費等で調達した設備は、事業期間を終えると文部科学省から無償貸与されますが、このような設備は預かり資産であることから、登録できないと理解してよいのでしょうか。

- A 5-3 : 相互利用・共同利用に供することが可能であれば、登録可能ですので、相手先機関にご確認の上登録をお願いします。また、法人外資産については、復活再生経費を受け、アップグレードすることが可能かどうか相手先にご確認をお願いします。
- Q 5-4 : 自然科学研究機構（分子研）から各大学が受ける経費の受け入れ科目は何になりますか。
- A 5-4 : 文部科学省から自然科学研究機構が運営費交付金の交付を受け、各機関は、自然科学研究機構との共同事業契約により「受託事業経費」として経費を受け入れることとなります。
- Q 5-5 : 大学が自然科学研究機構（分子研）から予算を受けた場合、収益化基準は何になりますか。
- A 5-5 : 収益化基準については、費用進行基準となります。
- Q 5-6 : 各大学の協議会委員はどのように選出されたのですか。
- A 5-6 : 本事業に賛同する教育研究組織を持つ国立大学法人に対して依頼したものです。
- Q 5-7 : 拠点機関の財務諸表に他機関の債権・債務を載せることとなりますか。
- A 5-7 : 拠点機関が各機関の代理で行う収入、支出は、「未収金／未払金」の仕訳になります。決算時に未収金及び未払金が残っていれば貸借対照表に影響されますが、損益計算書には反映されませんので、問題ないと考えます。
なお、仕訳については、当方の会計監査法人にも確認しましたが、念のため貴機関の会計監査法人にご確認ください。
- Q 5-8 : 「復活再生等の調達は、当該設備を設置する機関が共同事業契約により資金を受け取って行うこと」となっていますが、もし予算措置が遅れた場合、該当機関が立替を行うことになるのでしょうか。
- A 5-8 : 文部科学省から自然科学研究機構への運営費交付金の入金後に支払う予定です。このため、共同事業契約も極力早くするよう努力しますので、ご理解ご協力をお願いします。
- ~~Q 5-9 : 「大学連携研究設備ネットワークに関するQ&A (A 5-7)」に「技術支援員の配置は分子研及び地域拠点機関を予定しており…各機関からの要請により派遣される…」とありますが、この支援員はどこの所属となるのでしょうか（給与はどの機関の予算から支払われるのでしょうか）。また、各機関からの要請により派遣する場合の旅費は各機関から支払うのでしょうか。この場合の旅費は、各機関の旅費規程に基づき算定されるのでしょうか。~~
- ~~A 5-9 : 技術支援員は、各拠点機関において、共同事業契約により分子科学研究所か~~

~~ら受取った経費により雇用あるいは派遣契約を締結することとなり、各拠点機関の所属となります。~~

~~また、技術支援員の派遣旅費についても共同事業契約により分子科学研究所からお支払いする予定です。~~

~~いずれの場合も各拠点機関の雇用積算基準、旅費支給基準により支払っていただくこととなります。(平成 29 年 4 月 1 日施行の事業実施規約改正により削除)~~

Q 5-10:「大学連携研究設備ネットワークによる設備相互利用と共同研究の促進事業実施規約」第 2 条において「相互利用」と「共同利用」を定義していますが、両者を区別する必要があるのでしょうか。(規約上の取扱いに差異があるのでしょうか。)

A 5-10: 研究環境基盤部会によるヒアリング時に、「大学共同利用機関の機器利用（共同利用）と大学の機器利用（相互利用）を分けたほうが良いのでは」とのご意見があり、それを反映しております。規約上特に差異はありません。

本 Q & A については、随時更新する予定ですので、不明な点、疑問な点等がありましたら、下記担当者宛てにご連絡ください。

【担当者】

岡崎統合事務センター 総務部国際研究協力課 共同利用係

Tel : 0564-55-7133

Fax : 0564-55-7119

Mail : r7133@orion.ac.jp